



議案第二十一号

三朝町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の  
設置に関する条例の設定について

次のとおり三朝町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例  
を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の  
規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の  
設置に関する条例

(設置)

第一条 三朝町の議会の議員及び長の選挙においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十四条の二第八項の規定に基づき、法第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）を設ける。  
(総数の減少)

第二条 三朝町選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、法第百四十四条の二第九項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。